

ビジネス著作権検定® 初級問題集 改訂内容のご案内

2018年12月30日施行環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の発効に伴う著作権法改正および、2019年1月1日に、「著作権法の一部を改正する法律」が施行されました。この法改正に伴い、『ビジネス著作権検定 初級問題集(第8版第1刷発行日:2014年4月11日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を置き換えて学習をしてください。

※なお、詳細は文化庁サイト(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/>)をご確認ください。

<改訂内容対応表>

1. 法改正に伴う改訂箇所

該当箇所	改訂内容(下線部分)	初級問題集(第8版第1刷)内容
練習問題 第4章 p. 20 問題33	エ あるオペレーティング・システム(OS)用のプログラムを、そのプログラムの著作者の同意なくほかのオペレーティング・システム(OS)でも <u>実行</u> できるよう改変することは、その著作者の同一性保持権を侵害する。	エ あるオペレーティング・システム(OS)用のプログラムを、そのプログラムの著作者の同意なくほかのオペレーティング・システム(OS)でも使用できるよう改変することは、その著作者の同一性保持権を侵害する。
練習問題 第7章 p. 33 問題66	ウ 本名で公表された言語の著作物の著作権は、原則として著作者の死後 <u>70年</u> を経過するまで存続する。	ウ 本名で公表された言語の著作物の著作権は、原則として著作者の死後50年を経過するまで存続する。
練習問題 第7章 p. 33 問題67	ア 著作者人格権の存続期間は、著作権と同様に、原則として創作の時から、著作者の死後 <u>70年</u> である。 イ 著作権の存続期間は、原則として、創作の時から、著作者の死後 <u>70年</u> であるが、著作者人格権の存続期間は、原則として、創作の時から、公表後 <u>70年</u> である。 ウ 著作者人格権は、著作者が精神的に傷つけない権利であるので、その存続期間は、譲渡された場合には、譲受人の死後 <u>70年</u> までである。 エ 著作権の存続期間は、原則として、創作の時から、著作者の死後 <u>70年</u> である。また、著作者人格権は、著作者の死亡と同時に消滅する。	ア 著作者人格権の存続期間は、著作権と同様に、原則として創作の時から、著作者の死後50年である。 イ 著作権の存続期間は、原則として、創作の時から、著作者の死後50年であるが、著作者人格権の存続期間は、原則として、創作の時から、公表後50年である。 ウ 著作者人格権は、著作者が精神的に傷つけない権利であるので、その存続期間は、譲渡された場合には、譲受人の死後50年までである。 エ 著作権の存続期間は、原則として、創作の時から、著作者の死後50年である。また、著作者人格権は、著作者の死亡と同時に消滅する。
練習問題 第7章 p. 34 問題68	ア 連載小説の著作物の保護期間は、その小説の最初の部分が公表された時から <u>70年</u> である。 ウ 共同著作物の保護期間は、最初に死亡した著作者の死後 <u>70年</u> である。 エ 毎日発行される新聞の記事の保護期間は、各号の発行後 <u>70年</u> である。	ア 連載小説の著作物の保護期間は、その小説の最初の部分が公表された時から50年である。 ウ 共同著作物の保護期間は、最初に死亡した著作者の死後50年である。 エ 毎日発行される新聞の記事の保護期間は、各号の発行後50年である。
練習問題 正答・解説 p. 53 問題33	エについて、特定の電子計算機においては <u>実行</u> し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において <u>実行</u> し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に <u>実行</u> し得るようにするために必要な改変は、同一性保持権の適用を受けない(20条2項3号)。したがって、特定のオペレーティング・システム(OS)用のプログラムをほかのオペレーティング・システム(OS)で <u>実行</u> できるように改変しても同一性保持権を侵害しない。	エについて、特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変は、同一性保持権の適用を受けない(20条2項3号)。したがって、特定のオペレーティング・システム(OS)用のプログラムをほかのオペレーティング・システム(OS)で利用できるように改変しても同一性保持権を侵害しない。
練習問題 正答・解説 p. 64 【関連条文】 <同条同項1号>	第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条 <u>第一項</u> の規定により著作物を複製する場合	第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合

該当箇所	改訂内容(下線部分)	初級問題集(第8版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 66 問題66	言語の著作物については、著作権は原則として著作者の死後 <u>70年</u> を経過するまで存続する(51条2項)。	言語の著作物については、著作権は原則として著作者の死後50年を経過するまで存続する(51条2項)。
練習問題 正答・解説 p. 67 問題67	アについて、著作権の存続期間は原則として、創作の時から、著作者の死後 <u>70年</u> を経過するまでである(51条)。一方、著作者人格権は、著作者の一身に専属するため著作者の死亡によって消滅する。したがって、「著作者の死後 <u>70年</u> 」が誤り。よって本肢は誤り。ただし、著作者の死後においても、著作者人格権の侵害となるべき行為は禁止されている(60条)。 イについて、アと同じ理由により、「著作者人格権の存続期間は、原則として、創作の時から、公表後 <u>70年</u> 」が誤り。よって本肢は誤り。	アについて、著作権の存続期間は原則として、創作の時から、著作者の死後50年を経過するまでである(51条)。一方、著作者人格権は、著作者の一身に専属するため著作者の死亡によって消滅する。したがって、「著作者の死後50年」が誤り。よって本肢は誤り。ただし、著作者の死後においても、著作者人格権の侵害となるべき行為は禁止されている(60条)。 イについて、アと同じ理由により、「著作者人格権の存続期間は、原則として、創作の時から、公表後50年」が誤り。よって本肢は誤り。
練習問題 正答・解説 p. 67 【関連条文】 <同条2項>	著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。) <u>七十年</u> を経過するまでの間、存続する。	著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。) <u>五十年</u> を経過するまでの間、存続する。
練習問題 正答・解説 p. 67～ 68 問題68	継続的刊行物の著作物についての著作物の保護期間は、各回の公表時から <u>70年</u> であり(56条1項)、新聞は継続的刊行物に該当するので、新聞の発行時即ち公表時から <u>70年</u> が新聞の記事の保護期間となる。 アについて、逐次刊行物の著作物についての著作物の保護期間は、最終部分の公表時から <u>70年</u> であり(56条1項)、連載小説の著作物についての著作物の保護期間は、その小説の最終部分が公表された時から <u>70年</u> であるので、誤り。 ウについて、共同著作物についての著作物の保護期間は、最終に死亡した著作者の死後 <u>70年</u> であるので(51条2項かっこ書)、誤り。 エについて、新聞は継続的刊行物に該当し、継続的刊行物の著作物についての著作物の保護期間は、各回の公表時から <u>70年</u> である(56条1項)。したがって、毎日発行される新聞の著作物についての著作物の保護期間は、各号の発行(=公表)後 <u>70年</u> であるので、正しい。	継続的刊行物の著作物についての著作物の保護期間は、各回の公表時から <u>50年</u> であり(56条1項)、新聞は継続的刊行物に該当するので、新聞の発行時即ち公表時から <u>50年</u> が新聞の記事の保護期間となる。 アについて、逐次刊行物の著作物についての著作物の保護期間は、最終部分の公表時から <u>50年</u> であり(56条1項)、連載小説の著作物についての著作物の保護期間は、その小説の最終部分が公表された時から <u>50年</u> であるので、誤り。 ウについて、共同著作物についての著作物の保護期間は、最終に死亡した著作者の死後 <u>50年</u> であるので(51条2項かっこ書)、誤り。 エについて、新聞は継続的刊行物に該当し、継続的刊行物の著作物についての著作物の保護期間は、各回の公表時から <u>50年</u> である(56条1項)。したがって、毎日発行される新聞の著作物についての著作物の保護期間は、各号の発行(=公表)後 <u>50年</u> であるので、正しい。
練習問題 正答・解説 p. 71 【関連条文】 <著作権法119条2項>	次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三条第四項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)	次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三条第三項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)

該当箇所	改訂内容(下線部分)	初級問題集(第8版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 71～72 【関連条文】 <著作権法119条1項>	著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第三項の規定により著作権、 <u>出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者、同条第四項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。)</u> を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第六項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
過去問題1 p. 81 問題16	イ 映画の著作物は、原則として、その著作物の創作後 <u>70年</u> を経過するまでの間、保護される。 ウ 著作物は、原則として、 <u>著作者の死後50年</u> を経過するまでの間、保護される。 エ 会社名義で発行した書籍は、原則として当該書籍の公表後 <u>70年</u> を経過するまでの間、保護される。	イ 映画の著作物は、原則として、その著作物の創作後50年を経過するまでの間、保護される。 ウ 著作物は、原則として、著作者の死後30年を経過するまでの間、保護される。 エ 会社名義で発行した書籍は、原則として当該書籍の公表後50年を経過するまでの間、保護される。
過去問題2 p. 94 問題17	ア 画家2人が共同して描いた絵の著作権は、後に死亡した画家の死後 <u>70年</u> を経過するまでの間、存続する。 イ 映画の著作物の著作権の存続期間は、 <u>すべて公表後70年</u> である。 ウ 小説の著作権の存続期間は、その小説が発行されてから小説家の死後 <u>70年</u> が経過するまでである。 エ ペンネームを用いて書かれた小説で、作家の実名が全くわからない場合でも、その小説の著作権は、作家の死後 <u>70年</u> を経過するまでの間、存続する。	ア 画家2人が共同して描いた絵の著作権は、後に死亡した画家の死後50年を経過するまでの間、存続する。 イ 団体名義の著作物の著作権の存続期間は、すべて公表後または創作後50年である。 ウ 小説の著作権の存続期間は、その小説が発行されてから小説家の死後50年が経過するまでである。 エ ペンネームを用いて書かれた小説で、作家の実名が全くわからない場合でも、その小説の著作権は、作家の死後50年を経過するまでの間、存続する。
過去問題1 正答・解説 p. 109 問題16	ウ 著作物の保護期間は、原則として著作者の死後 <u>70年</u> を経過するまでである(51条2項)。 エ 団体名義の著作物の保護期間は、原則として公表後 <u>70年</u> を経過するまでである(53条1項)。	ウ 著作物の保護期間は、原則として著作者の死後50年を経過するまでである(51条2項)。 エ 団体名義の著作物の保護期間は、原則として公表後50年を経過するまでである(53条1項)。

該当箇所	改訂内容(下線部分)	初級問題集(第8版第1刷)内容
<p>過去問題2 正答・解説 p. 121 問題17</p>	<p>ア 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。)70年を経過するまでの間、存続する(51条2項)。共同著作物の著作権は、第51条2項の<u>かっこ書き</u>の規定により、最終に死亡した著作者の死後70年間存続する。</p> <p>イ 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年(その著作物がその創作後70年以内に公表されなかつたときは、その創作後70年)を経過するまでの間、存続する(54条1項)。(以降削除)</p> <p>エ 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年を経過するまでの間、存続する(52条1項)。したがって、変名の小説で、その作家の実名がわからない著作物の著作権の存続期間は、公表後70年を経過するまでの間である。</p>	<p>ア 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。)50年を経過するまでの間、存続する(51条2項)。共同著作物の著作権は、第51条2項の<u>かっこ書き</u>の規定により、最終に死亡した著作者の死後50年間存続する。</p> <p>イ 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年(その著作物がその創作後70年以内に公表されなかつたときは、その創作後70年)を経過するまでの間、存続する(54条1項)。通常の団体名義の著作物の著作権の存続期間は、公表後50年(創作後50年以内に公表されなかつたときは、創作後50年)であるが(53条1項)、映画の著作物の著作権の存続期間は、名義にかかわらず公表後70年(創作後70年以内に公表されなかつたときは、創作後70年)である。</p> <p>エ 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年を経過するまでの間、存続する(52条1項)。したがって、変名の小説で、その作家の実名がわからない著作物の著作権の存続期間は、公表後50年を経過するまでの間である。</p>

2. 法改正以外の改訂箇所

該当箇所	改訂内容(下線部分)	初級問題集(第8版第1刷)内容
練習問題 第2章 p. 10 問題8	ア <u>手品のタネ</u>	ア ある書籍の文書を自分でそのまま書き写したノート
練習問題 第6章 p. 32 問題65	1 <u>公に展示するために、絵画の著作物を複製する行為</u>	1 絵画の著作物の所有者が、その著作物の複製物を公に展示する行為
練習問題 正答・解説 p. 45 問題8	アについて、 <u>手品のタネは「表現」のもととなるアイデアにすぎない。</u>	アについて、他人の書籍の文書を自分でそのまま書き写したノートには、作成者のオリジナリティー(個性)がなく、創造性が認められない。
練習問題 正答・解説 p. 54 問題36	エについて、印刷、写真によって複写する行為に限定されているとあるが、複製には、第2条1項15号イの場合の上演なども含まれる。よって、本肢は誤り。	エについて、印刷、写真によって複写する行為に限定されているとあるが、複製には、第2条1項15号イの場合の上演なども含まれる。よって、本肢は誤り。
練習問題 正答・解説 p. 57 問題44	アについて、著作権者は、著作物を公に上映する権利を有する(22条の2)。また、上映とは、著作物を映写幕その他の物に映写すること等をいう(2条1項17号)。映写幕その他の物とされているので、映画館のスクリーンだけでなく、パソコンのディスプレイに映写される場合も上映に含まれる。したがって、設問の行為は上映権を侵害する。よって、本肢は誤り。	アについて、著作権者は、著作物を公に上映する権利を有する(22条の2)。また、上映とは、著作物を映写幕その他の物に映写すること等をいう(2条1項17号)。映写幕その他の物とされているので、映画館のスクリーンだけでなく、パソコンのディスプレイに映写される場合も上映に含まれる。したがって、設問の行為は上映権を侵害する。よって、本肢は誤り。
練習問題 正答・解説 p. 66 問題65	<u>公に展示するために、絵画の著作物を複製することは、私的利用の範囲を超える。よって、著作権者の許諾が必要である。</u> また、ホテルでバックグラウンドミュージック(BGM)として音楽CDに録音されたクラシック音楽を流すことは、非営利目的とは考えられないので、著作権者に無断で行うことができない(38条1項)。	美術の著作物の所有者は、その著作物を原作品により公に展示することができる(45条1項)。また、ホテルでバックグラウンドミュージック(BGM)として音楽CDに録音されたクラシック音楽を流すことは、非営利目的とは考えられないので、著作権者に無断で行うことができない(38条1項)。
練習問題 正答・解説 p. 66 【関連条文】 <著作権法45条1項>	(削除)	美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

以上